

奈良県美術展覧会実行委員会会則、奈良県美術展覧会実行委員会会計規程の改正について

○奈良県美術展覧会実行委員会会則【一部改正】

<改正趣旨>

- ・奈良県における平成30年4月1日付の人事異動、組織の改編（奈良県）等に伴い、所要の改正を行うもの。

第5条関係（実行委員会の役員）

副委員長

（現行） 地域振興部理事 （改正後） 奈良県地域振興部長

（現行） 教育長 （改正後） 奈良県教育委員会教育長

第15条関係（事務局）

事務局

（現行） 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 （改正後） 奈良県文化振興課

事務局長

（現行） 国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 （改正後） 奈良県文化振興課長

○奈良県美術展覧会実行委員会会計規程【全部改正】

<改正趣旨>

- ・会計事務処理のより一層の適正化、透明性の確保、責任の明確化を図るため、現行の会計規程を全面的に見直し、全部改正を行うもの。あわせて、規程名を「奈良県美術展覧会実行委員会財務規程」に改める。

〔改正の主なポイント〕

- ①事務局内に、「出納員」（改正前は、会計担当者）を設置するとともに、出納員の業務内容及び責任を明確化。（第4条関係）
- ②収入・支出関係書類の様式を規程内で定め、透明化を図る。（様式関係）
- ③現行では、すべての支出について「支出負担行為兼支出表」によるものとされているが、10万円以上の支出については、「支出負担行為決議書」を作成するなど、事前のチェック機能を強化。（第11条関係）
- ④現行の会計規程では、当時の奈良県会計規則など地方自治体における会計関係法令を参考に作成されているが、その後の法令・通知等の改正内容が反映されにくいものとなっていることから、特に規程で定めていないものについて、奈良県会計規則等の例によるものとし、より一層の会計処理の適正化を図る。（第15条関係）

奈良県美術展覧会会則

(名称)

第1条 この会は、奈良県美術展覧会（以下「展覧会」という。）と称する。

(目的)

第2条 展覧会は、県民の芸術に対する関心を高め、県の文化の振興と交流を図るとともに、その成果の発表の場として開催する。

(構成)

第3条 展覧会は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書芸及び写真の6部門で構成する。

(組織)

第4条 展覧会に次の機関をおく。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 名誉会長（奈良県知事） | (4) 審査員会 |
| (2) 実行委員会 | (5) 参 与 |
| (3) 審査員選考委員会 | (6) 事 務 局 |

(実行委員会)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 委員長 | 1名（美術人協会委員長） |
| (2) 副委員長 | 2名（奈良県地域振興部長、奈良県教育委員会教育長） |
| (3) 委員 | 4名（美術人協会運営委員3名、県立美術館学芸係長） |
| (4) 監 事 | 2名（美術人協会運営委員） |

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 委員長は会務を統括し、実行委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。

3 委員は実行委員会を構成し、事業計画、収支予算並びに決算の報告、事業の運営及びその他必要と認める事項に関し審議する。

4 監事は会計を監査する。

第8条 実行委員会は、委員長が招集する。

2 実行委員会は、役員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。

(審査員選考委員会)

第8条の2 審査員選考委員会は、審査員に欠員が生じた場合、新たな審査員を選考し、実行委員会に推薦する。

2 審査員選考委員会は、6部門の代表各1名の選考委員で構成する。

3 審査員選考委員会は、名誉会長が招集する。

4 審査員選考委員に欠員が生じた場合、名誉会長が委嘱する。

(審査員会)

第9条 審査員会は、審査員より構成し、各部門の審査員により互選された1名を部門運営委員とする。

2 審査員は、名誉会長がこれを委嘱する。

第10条 審査員の任期は、1年とする。

第11条 審査員は、審査員会において当該年度の招待出品者を決定する。

2 審査員は、公募作品の鑑査及び審査にあたる。また、前年度県展賞を受賞した無鑑査作品の審査にあたる。

3 部門運営委員は、公募作品の鑑査及び審査の運営にあたる。

(顧問及び参与)

第12条 展覧会に、顧問をおくことができる。

2 顧問及び参与は、名誉会長が委嘱する。

(経費)

第13条 展覧会の経費は、負担金、出品料及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 展覧会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 展覧会の事務局は、奈良県文化振興課におく。

2 事務局長は、奈良県文化振興課長をもってこれにあてる。

(附則)

- 1 この会則の改廃は、本会において決定する。
- 2 この規約は平成14年4月1日から施行する。
- 3 平成15年4月1日一部改正 (第3条第3項の4、第5条第1項の2)
- 4 平成20年4月1日一部改正 (第1～15条)
- 5 平成21年4月1日一部改正 (第5条(3)、第15条第1項、第2項)
- 6 平成22年4月1日一部改正 (第4条(3) 審査員選考委員会、(4) 以下番変更
第8条の2、(2)(3)(4))
- 7 平成26年4月1日一部改正 (第5条(2)(3)、第8条第1項、第2項、第15条第1項、
第2項)
- 8 平成28年4月1日一部改正 (第5条(2)(3)、第15条第1項、第2項)
- 9 平成30年4月1日一部改正 (第5条(2)、第15条第1項、第2項)

奈良県美術展覧会実行委員会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県美術展覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会計及び財務事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計責任者）

第2条 会計責任者は、奈良県美術展覧会実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）とする。

（出納員）

第3条 現金又は物品の出納及び保管の事務を行わせるため、事務局に出納員を置く。

2 出納員は、会計責任者が指名する者とする。

（会計帳簿）

第4条 出納員は、会計帳簿を備え、必要な事項を記載のうえ、その収支等について整理しておかなければならない。

（予算案の作成）

第5条 事務局長は、収入及び支出を明示した予算案を作成しなければならない。

2 奈良県美術展覧会実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は、前項の予算案を実行委員会に諮り、その議決を得るものとする。

（予算の補正）

第6条 予算の作成後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算案を作成することができる。

2 委員長は、前項の補正予算案を実行委員会に諮り、その議決を得るものとする。

（予算の流用）

第7条 事務局長は、支出予算の各科目の経費の金額について必要と認めたときは、当該支出予算の経費の金額を流用することができる。

（予備費）

第8条 予算には、予備費を計上することができる。

（収入の調定）

第9条 収入は、収入調定票（第1号様式）により調定するものとする。

2 収入調定票には、調定内容を明らかにする書類を添付しなければならない。ただし、現金受領後に調定を行うものにあつては、その収入額を明らかにする資料を添付し、調定するものとする。

3 第1項の調定をしたときは、その内容を出納員に通知しなければならない。

4 出納員は、収入金の収納を確認したときは、当該収納済みの収入について事務局長に対してその旨を通知しなければならない。

（支出負担行為）

第10条 支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、支出

負担行為決議書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 支出負担行為決議書には、見積書、契約書案、その他支出負担行為の内容を明らかにする書類を添付するものとする。

（支出決定）

第11条 支出をしようとするときは、債権者の請求書に基づき、支出決議書（様式第3号）により出納員に支出を命令しなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の支出については、支出負担行為兼支出決議書（様式第4号）により行うことができるものとする。

- 2 支出決議書又は支出負担行為兼支出決議書には、請求書その他支出の原因及び計算の基礎等を明らかにした書類を添付するものとする。

（特例支出）

第12条 事務局長が必要と認める経費については、資金前渡、概算払、前金払、立替払及び部分払の方法により支出することができる。

（決算）

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算書を作成しなければならない。

- 2 委員長は、前項の決算書について、監事の監査に付したうえ、実行委員会に諮り、その議決を得るものとする。

（金銭の保管）

第14条 実行委員会の現金及び有価証券は、金融機関への預け入れその他の確実な方法により保管しなければならない。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、奈良県会計規則（平成7年3月31日奈良県規則第67号）、奈良県予算規則（昭和39年3月16日奈良県規則第51号）及び奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）の例によるものとする。ただし、委員長が別に定めた事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

収 入 調 定 票

事務局長	事務局員					出納員
決裁年月日	年 月 日	起案年月日	年 月 日	起案者	印	
会 計 年 度				金 額		
調 定 番 号				請 求 書 発 行 日		
節				納 入 期 限		
件名・目的						
納入義務者						
摘 要						

支 出 負 担 行 為 決 議 書

事務局長	事務局員				出納員
決裁年月日	年 月 日	起案年月日	年 月 日	起案者	印
会 計 年 度			支出負担行為額		
支出負担行為 決 議 番 号			振込手数料		
節			予 算 残 額		
件名・目的					
債 権 者					
内容及び根拠	契 約 方 法				
	履 行 期 限				
	履 行 場 所				
	内 容				
	経費算出基礎				
摘 要					

支 出 決 議 書

事務局長	事務局員				出納員
決裁年月日	年 月 日	起案年月日	年 月 日	起案者	印
会 計 年 度			支 出 額		
支出決議番号			振込手数料		
支出負担行為 決議番号			残額（負担行為）		
節			支払予定日		
			履行確認年月日		
件名・目的					
債 権 者					
摘 要					

支出負担行為兼支出決議書

事務局長	事務局員				出納員
決裁年月日	年 月 日	起案年月日	年 月 日	起案者	印
会 計 年 度			支出負担行為額		
支出決議番号			振込手数料		
支出負担行為 決議番号			予算残額		
節			支払予定日		
/	/		履行確認年月日		
件名・目的					
債 権 者					
契 約 方 法					
摘 要					